

# 第 1 章 計画策定の基本的な考え方

## I 策定の趣旨

- 本県では、平成 22 年 3 月に、平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とする「あいち はぐみんプラン」（第二次愛知県少子化対策推進基本計画）を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策について、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた体系を設けて施策を展開してきました。
- しかし、本県の平成 25 年の合計特殊出生率は 1.47（全国 1.43）で、回復傾向にはあるものの、安定的に人口を維持できると言われている 2.07 を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いています。
- また、本県の平成 25 年の出生数は 66,825 人で、最も多かった昭和 48 年の 125,395 人と比べて約半分になっています。今後、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合が減少していくことによって、少子・高齢化の更なる進行が予想されます。
- こうした中、本県の経済状況は、平成 20 年以降の金融・経済危機の深刻な状況から回復はしたものの、依然として厳しい状況が続いています。さらに、非正規雇用者の割合が上昇を続けるなど、厳しい雇用情勢も続いています。
- また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての孤立感・不安感が高まるなど、子育て家庭を取り巻く環境はさらに厳しさを増しています。
- 国においては、社会保障と税の一体改革の中に子育て支援を位置付け、平成 24 年 8 月には、子育てをめぐる様々な課題の解決に向けて、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援を充実していくため、子ども・子育て関連三法を制定し、これにより子ども・子育て支援新制度が創設されました。
- また、平成 25 年 6 月には「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議において決定され、子育て支援や働き方の改革を一層強化するとともに、結婚・妊娠・出産支援を新たな対策の柱として、3 本の矢による「切れ目ない支援」を進めることとしています。
- さらに、平成 26 年 9 月にまち・ひと・しごと創生本部を創設し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現などを基本方針として、人口急減・超高齢化の課題に取り組むこととしています。

- 子どもの貧困や児童虐待問題が社会問題となっています。このため、国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、愛知県では、平成26年3月に議員提案で「愛知県子どもを虐待から守る条例」を制定しました。
- このような状況を踏まえて、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策を推進します。
- なお、策定にあたっては、新たに策定する3つの計画（子ども・子育て支援事業支援計画、子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止基本計画）と一体的に策定することによって、本計画を新たな課題に対応した本県の子ども・子育てに関する総合的な計画と位置付けます。

**【少子化対策に関連する動き】**

年	国	愛知県
平成22	1月 子ども・子育てビジョンの策定	3月 あいち はぐみんプラン(第二次愛知県少子化対策推進基本計画)の策定
23		
24	8月 子ども・子育て関連3法の公布	
25	4月 国子ども・子育て会議の設置 6月 少子化危機突破のための緊急対策の決定 6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の公布	7月 県子ども・子育て会議の設置
26	4月 次世代育成支援対策推進法の改正	3月 愛知県子どもを虐待から守る条例の公布

## II 計画期間

計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。

## III 基本目標

前計画(あいち はぐみんプラン)から引き続き、「**県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現**」とします。

平成 26 年 3 月に策定した「あいちビジョン 2020」では、少子化の流れを変えられる社会に向けて、「理想子ども数 (2.48 人) と予定子ども数 (2.07 人) の差の縮小 (現状から 1~2 割程度)」を子育て支援における 2020 年の目指すべき愛知の姿としています。

また、全国知事会では、提言の中で、仕事と子育てを両立しようとする人のライフスタイルのイメージの一つとして「ダブルインカム・スリーキッズ」キャンペーンの提案を行い、平成 26 年 7 月には「少子化非常事態宣言」で、国・地方はもとより、地域社会や企業などが世代を超えて協力し、子育てをともに支え合う社会を築くための手立てを早急に講じる必要があることを宣言するなど、少子化への抜本的な対策が必要と訴えています。

加えて、少子化により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中であって、乳幼児期における情緒の安定や他者への信頼感の醸成、生きる力の獲得、学童期における自己肯定感の獲得などの、子どもが健やかに育つための環境整備や社会的な取組も重要さを増しています。

そうしたことから、結婚を希望する人が望みをかなえ、安心して希望する人数の子どもを生み育てるとともに、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、本計画で定める施策を着実に推進します。

## IV 策定の基本的な考え方

(1) 少子化の大きな要因として「未婚化・晩婚化」と「夫婦の子ども数の減少」が依然として指摘されています。「あいち はぐみんプラン」においては、これらの要因に着目し、出産・子育て期ばかりではなく、職業観を形成する児童・青年期も含めたライフステージに応じた施策を推進してきました。

本計画においても、この考え方を継承するとともに、結婚支援施策の充実、男性の働き方の見直し、女性の活躍促進を始め、子育てがしやすい環境整備を図るなど、社会情勢を踏まえた切れ目ない施策に取り組みます。

また、施策の実効性を高めるため、市町村、NPO、企業等との協働・連携に留意します。

(2) 子ども・子育てに関する課題として、地域の子育て力の低下を背景とする母親の「孤立」や、貧困状態にある子どもの存在、児童虐待の発生など、様々な問題が起きており、支援が必要とされています。特に、行政の制度と制度のはざまにいる人、子育て支援サービスの存在を知らない人など、地域から孤立している家庭の把握は難しく、支援が届きにくい現状にあります。また、このような問題を抱える家庭の課題は重複的で、相互に関連しあっていることが多いと言われており、このような家庭に対する支援は、母子保健や子育て支援を始めとする、様々な分野の支援が一体的に連携して行われることで、はじめて解決します。

そこで、本計画では、幼児教育・保育の確保を中心とした子育て支援策の充実を図る「子ども・子育て支援事業支援計画」、子どもの貧困の改善を図る「子どもの貧困対策推進計画」、虐待の予防と早期発見・対応を進める「児童虐待防止基本計画」の3計画を一体的に盛り込み、これらの計画に記載された各施策を有機的に連携させることで施策の効果を高め、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現を目指します。

- (3) 地域社会で祭りや運動会といった年中行事が減り、隣近所と接点を持たない人が増えているなど、地域や隣近所と付き合いのない家庭が増えています。また、隣近所の子どもの面倒をみたり、子育ての手助けをする場面も少なくなっており、地域で子育てをするという意識が低くなっていることもうかがえます。

子育ては地域と切り離せないものであり、地域社会全体で子育てにあたたかい環境を作っていくことが重要です。

そこで、本計画では、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、「あいち」全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現を目指します。

## 各主体に求められる責務

### 県民

- 未来の希望である全ての子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育て中の家族や子どもに対し、あたたかい目をもって見守ります。
- 男女がともにワーク・ライフ・バランスや家事・育児の分担に積極的に取り組み、喜びや生きがいをもって子育てを行います。

### 企業

- 企業は、従業員が仕事と子育て等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、子育てしながら働き続けられる職場環境の整備に努めます。
- 企業は、地域を構成する一員として、子どもが健やかに成長する環境を整え、社会的な責任を果たします。

### 市町村

- 市町村は、地域における子ども・子育て支援の実施主体として、家庭や子どもの状況に応じたサービスを行うとともに、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。

### 地域社会

- 地域社会では、地域コミュニティの中で子どもが健やかに成長できるよう、親のみならず、地域の人が子どもの活動支援や見守りに参加します。

- (4) 本計画を、愛知県少子化対策推進条例第6条に基づく基本計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく地域行動計画として位置付けます。

また、本計画は、以下の計画の性格を併せ持ちます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
- 国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえた「母子保健計画」
- 児童養護施設等の小規模化及び地域分散化を推進する「家庭的養護の県推進計画」

## V 重点目標

結婚を希望する人が望みをかなえ、希望する時期に安心して出産・子育てができるよう、以下の4つの重点目標に取り組みます。

なお、重点目標については、若者の就職、結婚・妊娠・出産から子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施する必要があるため、前計画の重点目標を引き継ぐこととします。

### (1) 若者の生活基盤の確保

- 雇用環境は改善しつつあるものの、20代前半の若者の失業率は高く、若年男性を始めとする非正規雇用の割合は緩やかに増加しており、経済的な事情によって結婚を躊躇する若者が少なくありません。さらに、結婚に対する意識の変化もあり、未婚化・晩婚化の傾向が一層顕著になっています。
- このような状況を踏まえ、就労支援等により若者の経済的な自立を促進するとともに、結婚に対する意識啓発や出会いの機会の提供などによる結婚支援策を強化し、若者の生活基盤の確保を図っていきます。

### (2) 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

- 子どもを持ちたいと希望していても、子育ての経済的な負担や、子育てに対する心理的・肉体的な負担感などの理由により、子どもを持ちたい、又は希望する数の子どもを持ちたいという希望がかなわない家族も多く存在します。
- また、就労の継続を希望していても、仕事と子育ての両立が困難であることなどの理由から、出産や育児を機に退職する女性は多く存在し、その後の復職も厳しい状況にあります。
- 男性の育児休業取得率は低水準で推移し、父親の家事・育児時間も諸外国と比較して少ないなど、男性の家事・育児参加は進まない状況にあり、その背景として、長時間労働や固定的な性別役割分担意識、職場の理解不足などが挙げられています。  
このような状況から、子育てに積極的な男性「イクメン」の養成や、男女ともに子育てしやすい職場環境づくりが重要になっています。
- これらのことを踏まえ、子育てしながら働き続けられる職場環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性が社会で活躍できる環境の整備の取組を強化するなど、希望する人が子どもを持てる基盤づくりを推進します。

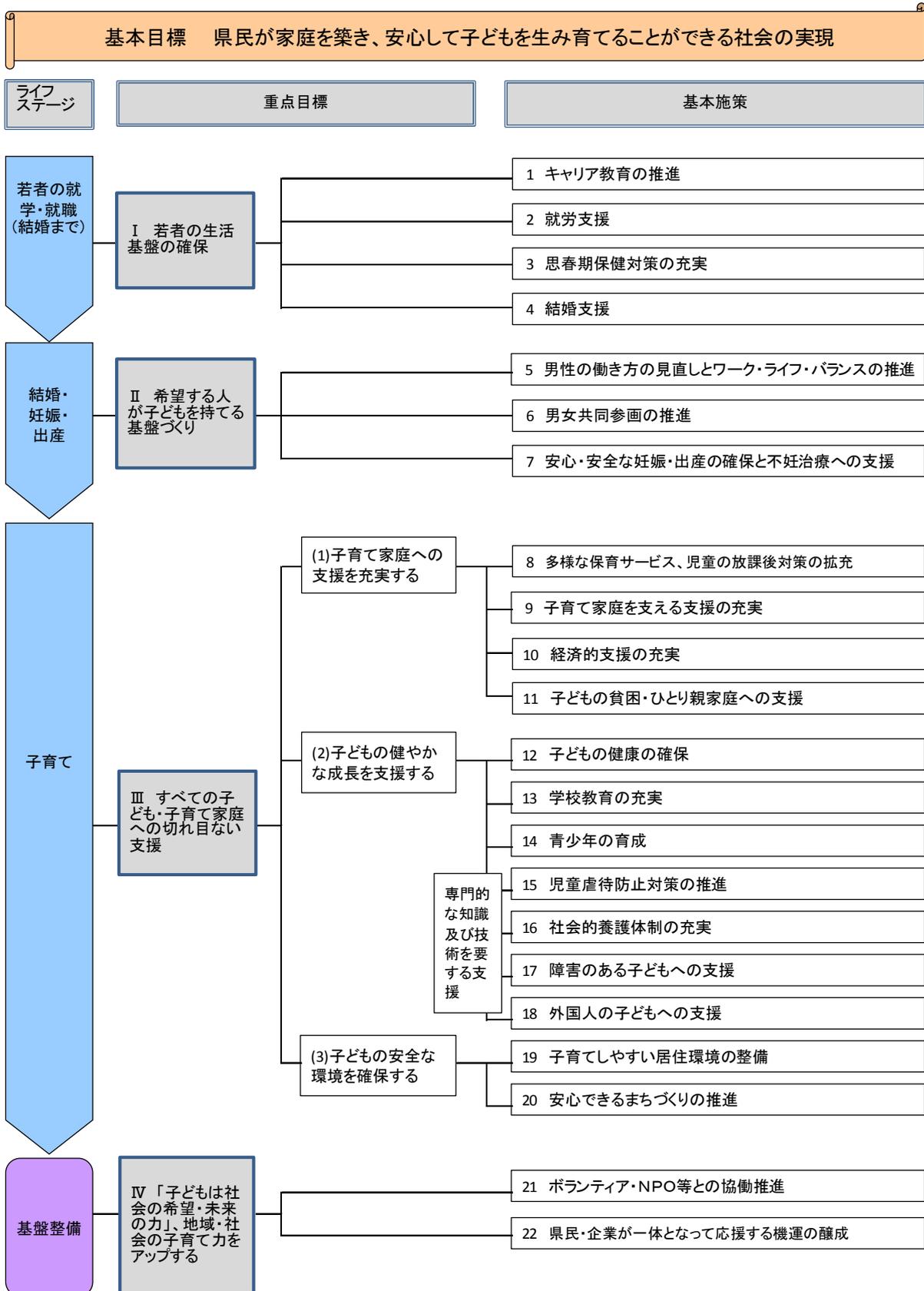
### (3) すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

- 近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、周囲から子育ての支援を得ることが困難な状況となり、育児の孤立感・不安感を感じる親が増えているとともに、一部の地域では待機児童が発生しているなど、様々な課題が生じています。
- **子どもの貧困率**は 16.3%と、先進国の中でも厳しい結果となっており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、早急な取組が求められます。
- また、児童虐待相談件数は増加傾向にあり、虐待を受けた子どもへのきめ細かな対応が求められているとともに、全ての子どもが安心して暮らせるよう、**児童虐待の予防、早期発見・早期対応のための**取組を進めていく必要があります。
- さらに、子どもに関わる事件・事故が多発していることから、子どもが事件・事故に巻き込まれることのないよう、非行防止対策や交通事故防止対策を始め、地域ぐるみで子どもの安全を確保するための取組を推進していく必要があります。
- これらの子ども・子育てに関する課題を解決するために、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるとともに、**子どもの貧困対策や、条例に基づく児童虐待防止対策**等の取組を一体となって行うことにより、すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援の充実を図ります。

### (4) 「子どもは社会の希望・未来の力」地域・社会の子育て力をアップする

- 少子化の流れに歯止めをかけるためには、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する機運の醸成を図ることが必要です。
- 企業、NPO等との協働の取組を強化し、地域全体が一体となって子どもや子育て家庭を応援し、地域・社会の子育て力を向上する取組を推進します。

# VI 計画の体系



## Ⅶ 一体的に策定する3計画の内容

### 1 子ども・子育て支援事業支援計画

#### (1) 根拠法令

子ども・子育て支援法第62条第1項

#### (2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

#### (3) 趣旨

低年齢児の待機児童や子育てに対する不安、孤立感など、子どもの育ちや子育てをめぐる様々な課題が存在します。そういった課題を解決し、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、親の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、よりよい親子関係が形成されるために、平成27年4月から本格実施される子ども・子育て支援新制度で、発達段階に応じた質の高い教育・保育や地域での様々な子育て支援を行っていくこととなりました。

これらの教育・保育、子育て支援を実施し、子どもの生存と発達の保障の観点から子どもに適切な保護及び援助等を円滑に行うために、県は、市町村の幼児教育・保育事業の支援や専門性の高い施策、各市町村区域を超えた広域的な対応が必要な施策を実施する役割を担っており、これらの事項を計画的に実施するため、愛知県子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

#### (4) 目標

「未来を担う全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を基本理念とし、以下の目標を定めます。

ア 全ての子どもや子育て家庭に対する子ども・子育て支援の質・量の充実を目指します。

イ 社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対する適切な支援体制の構築を目指します。

#### (5) 基本的な方針（重点施策）

##### ア 教育・保育を提供する体制の確保

子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育の量の見込み・確保方策、実施時期等を定め、計画的に提供体制を確保します。

##### イ 保育等に従事する者の確保、資質の向上

質の高い教育・保育を提供するため、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの従事者の人材確保及び資質向上のための取組を総合的に推進します。

## ウ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、これらの子どもに対する適切な保護や援助の措置を講じます。

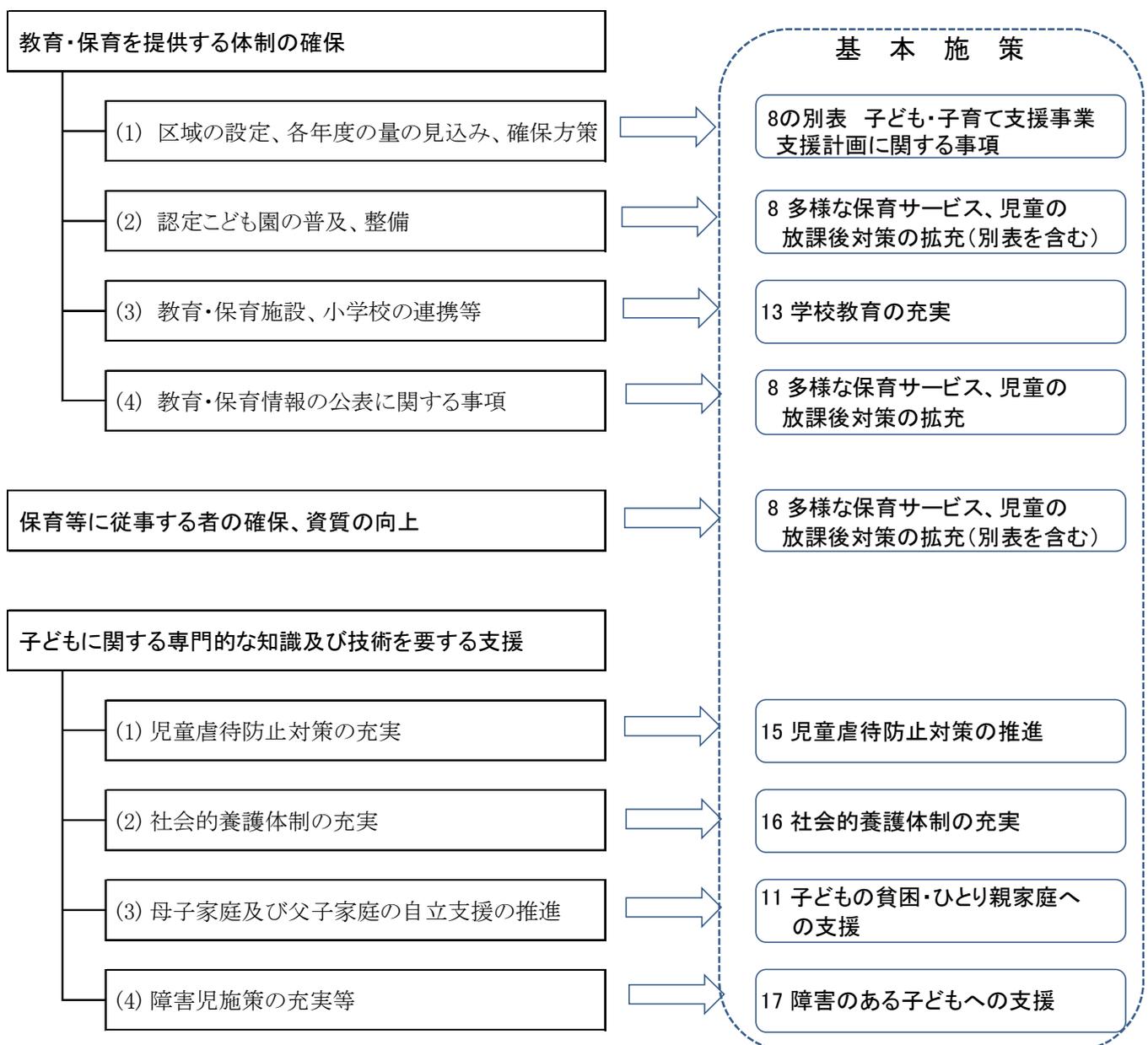
### (6) 体系

#### 【はぐみんプラン該当項目】

#### 重点目標

#### Ⅲ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

- (1) 子育て家庭への支援を充実する
- (2) 子どもの健やかな成長を支援する



## 2 子どもの貧困対策推進計画

### (1) 根拠法令

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条

### (2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

### (3) 趣旨

日本における子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、17歳以下の子どもの貧困率は16.3%となっています。このような状況を背景として、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年1月17日に施行されました。

この法律では、都道府県は、子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえて、子どもの貧困対策計画の策定に努めるものとされていることから、愛知県では、子どもの貧困対策推進計画を策定します。

### (4) 目標

子どもの貧困対策を総合的に推進し、全ての子ども達が、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

### (5) 基本的な方針（重点施策）

「教育の支援」を始めとする直接的な貧困対策に加え、関連する子ども・子育て支援施策に一体的に取り組み、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

#### ア 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的な対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

#### イ 生活の支援

貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう、保護者の生活支援や子どもの生活支援・就労支援を行うため、関係機関が連携した支援体制の整備を推進します。

#### ウ 保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭や生活困窮者、生活保護受給者の生活状況、就労意欲と能力に応じた就労支援を推進します。

#### エ 経済的支援

貧困世帯の生活を下支えするための経済的支援を実施します。

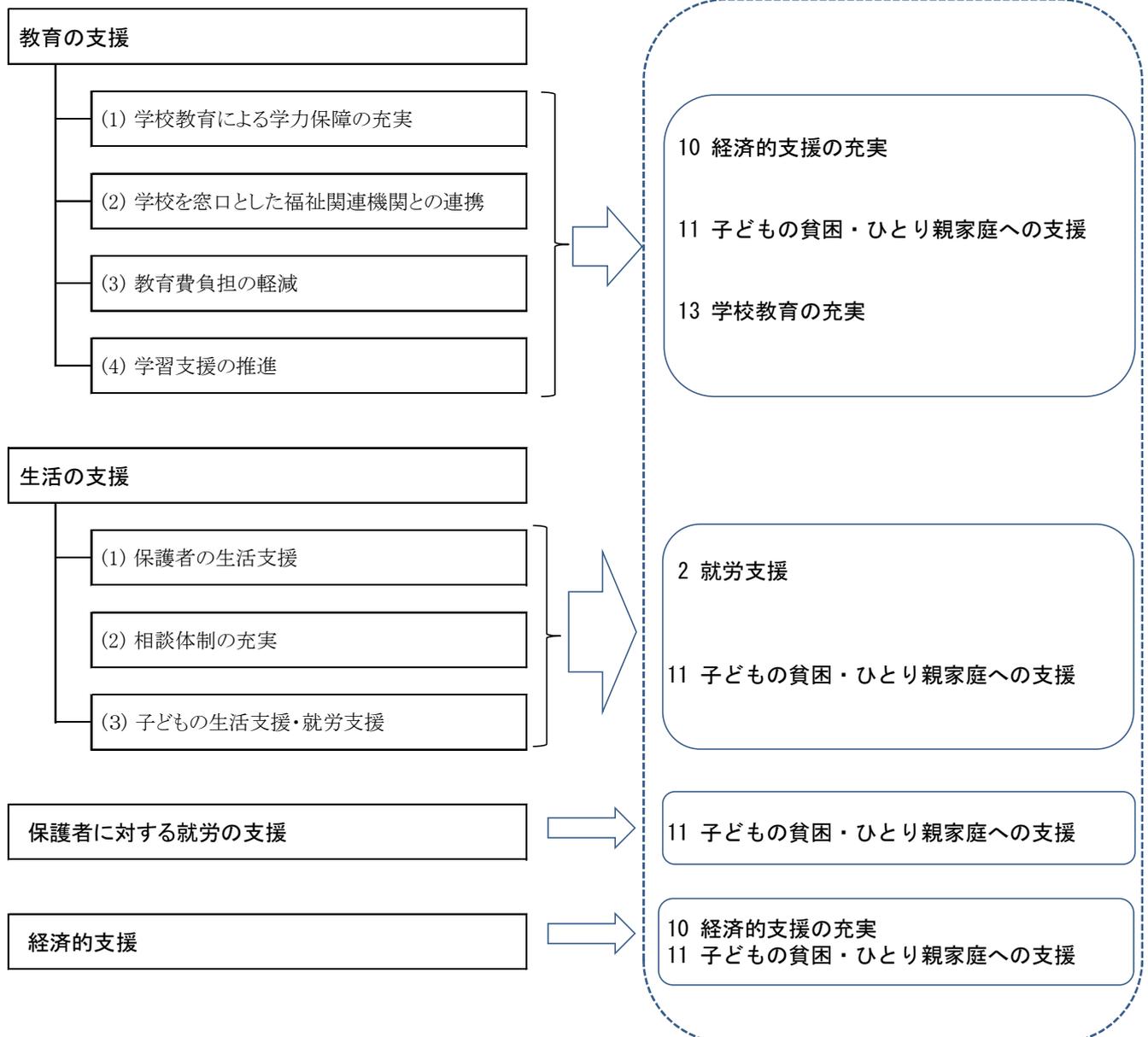
(6) 体系

【はぐみんプラン該当項目】

重点目標

- I 若者の生活基盤の確保
- III すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援
  - (1) 子育て家庭への支援を充実する

基本施策



### 3 児童虐待防止基本計画

#### (1) 根拠法令

愛知県子どもを虐待から守る条例第 10 条

#### (2) 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

#### (3) 趣旨

平成 26 年 4 月に「愛知県子どもを虐待から守る条例」が施行されました。条例では、児童虐待防止のため、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むとともに、社会的養護体制を充実することとしており、子どもを虐待から守るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、児童虐待防止基本計画を策定します。

#### (4) 目標

「児童虐待の予防、早期発見・早期対応により、子どもが安心して暮らせる社会の実現」を目指します。

#### (5) 基本的な方針（重点施策）

児童虐待の予防及び早期発見のため、子育て家庭への支援などの関連する施策と一体となった総合的な児童虐待防止対策を推進していきます。

##### ア 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童虐待を受けた子どもの適切な保護及び自立の支援まで、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組んでいきます。

そのため、児童虐待の中核的専門機関である児童相談センターや身近な支援機関である市町村の機能強化に努めるとともに、学校、保育園・幼稚園、病院、警察を始めとした関係機関との連携を強化し、一体となって取り組んでいきます。

また、できるだけ早い段階で適切な子育て支援を始めていくことが児童虐待の予防につながることから、保護者や周りの方が気軽に相談できるよう、相談体制の整備に努めていきます。

##### イ 社会的養護体制の充実

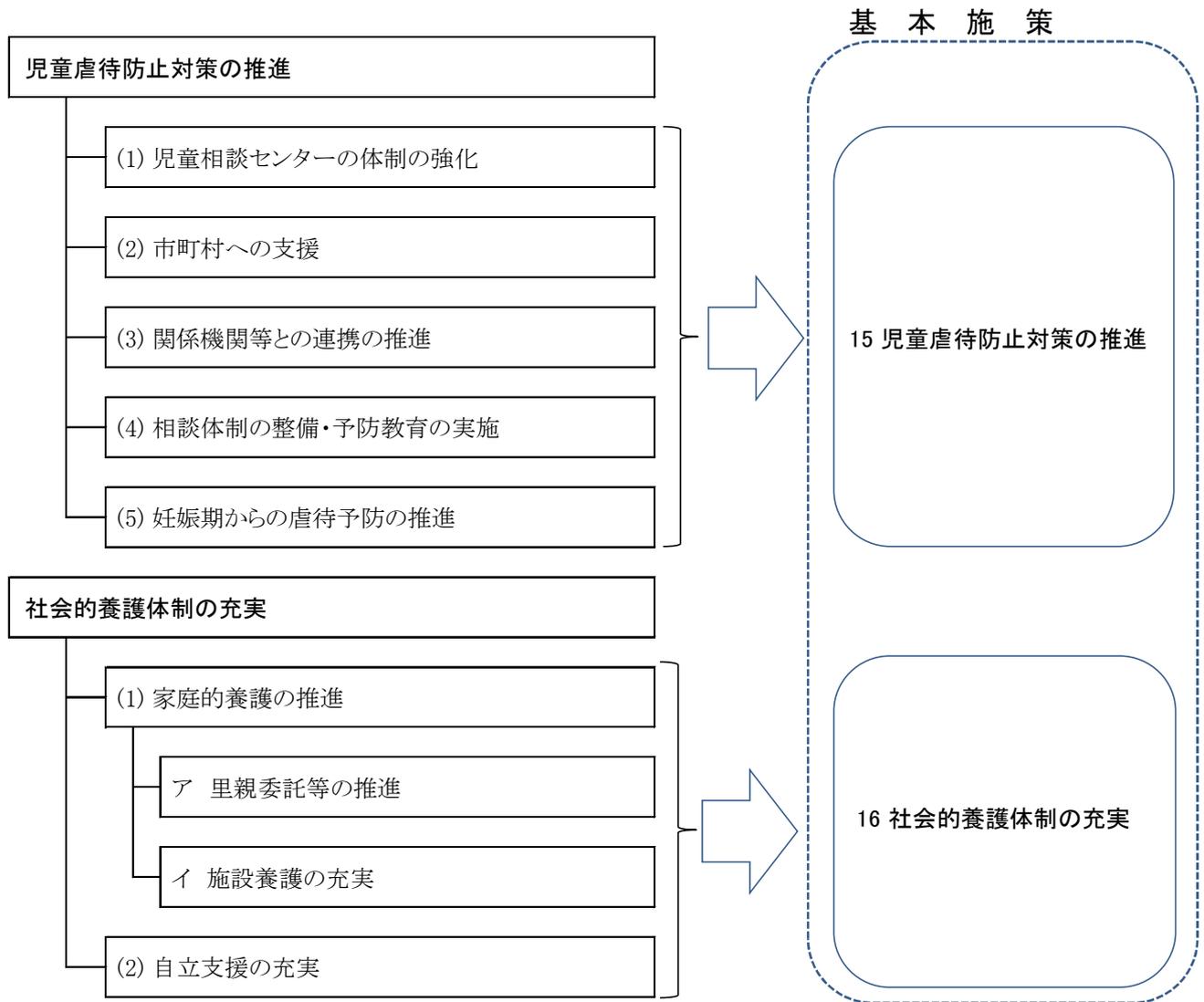
児童虐待を受けた子どもの適切な保護及び自立の支援のため、社会的養護体制の充実に努めていきます。

(6) 体系

【はぐみんプラン該当項目】

重点目標

- Ⅲ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援  
(2) 子どもの健やかな成長を支援する



一体的に策定する3計画との関係図

重点目標		基本施策
I 若者の生活基盤の確保		1 キャリア教育の推進
		2 就労支援
		3 思春期保健対策の充実
		4 結婚支援
II 希望する人が子どもを持てる基盤づくり		5 男性の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
		6 男女共同参画の推進
		7 安心安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援
III すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援	(1) 子育て家庭への支援を充実する	8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充 別表
		9 子育て家庭を支える支援の充実
		10 経済的支援の充実
	(2) 子どもの健やかな成長を支援する	11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援
		12 子どもの健康の確保
		13 学校教育の充実
		14 青少年の育成
	専門的な知識及び技術を要する支援	15 児童虐待防止対策の推進
		16 社会的養護体制の充実
		17 障害のある子どもへの支援
		18 外国人の子どもへの支援
	(4) 子どもの安全な環境を確保する	19 子育てしやすい居住環境の整備
		20 安心できるまちづくりの推進
	IV 「子どもは社会の希望・未来の力」、地域・社会の子育て力をアップする	21 ボランティア・NPO等との協働推進
		22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成

子ども・子育て支援事業支援計画	子どもの貧困対策推進計画	児童虐待防止基本計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の安定雇用の確保</li> <li>・若者の職業的自立に向けた支援</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園の普及、整備</li> <li>・教育・保育情報の公表</li> <li>・保育等に従事する者の確保、質の向上 など</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の設定</li> <li>・教育・保育の提供体制の確保、実施時期</li> <li>・認定こども園の目標設置数、設置時期</li> <li>・特定教育・保育等を行う者の見込み数</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を4本柱とした総合的な自立支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学にかかる経済的支援の推進 など</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校との連携 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を窓口とした福祉関連機関との連携</li> <li>・保護者の生活支援</li> <li>・保護者に対する就労の支援</li> <li>・経済的支援 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談センターの体制の強化</li> <li>・市町村への支援</li> <li>・妊娠期からの虐待予防の推進 など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の体制の強化</li> <li>・市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機能の強化 など</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的養護の推進</li> <li>・専門的ケアの充実及び人材の確保・育成 など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的養護の推進</li> <li>・自立支援の充実 など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への専門的かつ広域的観点からの支援</li> <li>・発達障害に関する情報の適切な周知 など</li> </ul>		

